

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号
許認可等の種類	竣功認可	根拠条項	第22条第1項
審査基準	第2条第1項（公有水面埋立の免許）の審査基準を準用する。		
受付 機関	河川砂防課 (土木事務所)	処理 機関	河川砂防課
交付 機関	河川砂防課 (土木事務所)	標準処理期間	30日
		標準経由期間	10日
		目次 NO	25